

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

制定 平成18年10月6日告示第119号

改正 平成21年3月30日告示第46号

平成23年4月21日告示第59号

平成30年2月1日告示第12号

平成30年8月20日告示第123号

令和2年8月18日告示第139号

令和4年3月31日告示第77号

令和5年11月28日告示第165号

第1 趣旨

市長は、し尿及び雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を併せて処理することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽の設置（単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への改築を含む。以下同じ。）をする者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）及びこの要綱に定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 合併処理浄化槽 浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱（平成6年10月20日付け厚生省生衛第902号厚生事務次官通知）に基づく浄化槽設置整備事業として国庫補助金の交付の対象となる浄化槽であって、10人槽以下のものをいう。

(2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(3) 補助対象区域 市内の区域であって次に掲げる区域のいずれかに該当する区域をいう。

ア 伊豆の国市公共下水道全体計画区域外の区域

イ 伊豆の国市公共下水道全体計画区域内の区域であって、令和8年度までに公共下水道の整備が見込まれない区域

(4) 住宅 専ら人の居住の用に供する建築物（次に掲げる建築物を除く。）をいう。

ア 日常生活の用に供しない家屋であって、専ら保養の用に供する建築物

イ 賃貸借を目的とした建築物

ウ 販売を目的とした建築物

第3 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

補助対象区域において、住宅に合併処理浄化槽の設置をする者（次に掲げる者を除く。）が行う当該合併処理浄化槽の設置に要する経費

ア 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第5条第1項の規定に基づく設置若しくは変更の届出（以下「浄化槽設置等の届出」という。）をせず、又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認済証（以下「建築確認済証」という。）の交付を受けないで合併処理浄化槽の設置をする者

イ 土地を借りている者であって、合併処理浄化槽の設置をすることに關して土地所有者の承諾を得られていないもの

ウ 伊豆の国市税を滞納している者

エ 第4に規定する交付の申請を行った年度の3月23日までに合併処理浄化槽の設置工事が完了しない者

(2) 補助額

(1)に掲げる経費の額の範囲内とし、別表第1に定める額を限度とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ し尿浄化槽の概要書等の浄化槽設置の届出を証する書類又は建築確認済証の写し

ウ 合併処理浄化槽の設置場所の案内図

エ 合併処理浄化槽の設置をしようとする住宅の平面図並びに合併処理浄化槽の配置、配管及び排水先が分かる平面図

オ 設置しようとする合併処理浄化槽の構造図

カ 合併処理浄化槽の設置に係る費用の見積書の写し

キ 合併処理浄化槽の設置をすることに關して土地所有者の承諾書（土地を借りている者に限る。）

ク 伊豆の国市税納付状況確認同意書（様式第2号）

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

合併処理浄化槽の設置工事を開始する日の10日前まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業により効用の増加した不動産及びその従物については、補助金交付の日から10年を経過しない期間において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (4) 市長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (5) 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 事業計画変更承認申請書（様式第3号）

イ 第4(1)に掲げる提出書類のうち変更に係る書類（計画を変更する場合に限る。）

ウ その他市長が必要と認める書類

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第4号）
- イ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証する登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ウ 社団法人全国浄化槽団体連合会が交付する保証登録証
- エ 合併処理浄化槽の設置に係る契約書の写し
- オ 合併処理浄化槽の設置に係る工事費等の請求書（請求の内訳が分かるものに限る。）及び領収書の写し
- カ 別表第2に掲げる合併処理浄化槽の設置の工事状況が分かる写真
- キ 設置した合併処理浄化槽の保守点検及び清掃に関する業務委託契約書の写し（補助対象者自らが保守点検及び清掃を行う場合は、自らがこれらの業務を行うことができることを証明する書類）
- ク 浄化槽法第7条第1項に規定する指定検査機関が行う合併処理浄化槽の水質に関する検査の依頼書の写し
- ケ 浄化槽法第11条第1項に規定する指定検査機関が行う水質に関する検査を受けることを証明する書類
- コ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第5号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第46号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月21日告示第59号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年2月1日告示第12号）

この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分からの補助金に適用する。

附 則（平成30年8月20日告示第123号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年8月18日告示第139号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第77号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和5年11月28日告示第165号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第 1

人槽区分	限 度 額	
	住宅の新築、増築又は改築に伴う合併処理浄化槽の設置で、建築確認等を行うもの（新設）	住宅の建築を伴わない単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への改築（切替え）
5人槽	166,000円	206,000円
6～7人槽	207,000円	257,000円
8～10人槽	274,000円	342,000円

別表第 2

必要写真	備考
着手前	看板に浄化槽工事業者登録票、浄化槽設備士名及び施工場所を記載する。
掘削状況 (土留め状況、梯子等の設置状況)	スケール等により幅や深さが確認できるもの
捨てコンクリート及び基礎コンクリート	スケール等により配筋、厚み、寸法（縦×横）が確認できるもの
浄化槽の形式表示	設置した浄化槽が、申請書に記載されている浄化槽と同一のものであると確認できるもの
水平確認	水準器により水平（縦、横）が確認できるもの
水張状況	水張状況やホースが写っているもの
埋戻し状況	水締め等により十分な締固めが確認できるもの
嵩上げ確認	スケール等により30cm以内か確認できるもの（30cmを超える場合は、ピットの設置写真）
上部スラブ、配筋状況	スケール等により厚み、寸法が確認できるもの
浄化槽上部及びブローア	着手前写真と比較できるもの
単独処理浄化槽の撤去前後の状況	着手前写真と比較できるもの（単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への改築の場合に限る。）

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

氏 名

電話番号 ()

浄化槽法及び建築基準法に適合する浄化槽を設置するので、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱に基づき下記のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 設置する合併処理浄化槽等の概要

設 置 場 所			
種 類 及 び 構 造	メーカー・形式		
	容量及び人槽		
	処 理 方 法		
施 工 業 者	住 所		
	電 話 番 号	()	
	工事監督を行う 浄化槽設備士	氏 名	
		特別講習会又は資格取得年月日	年 月 日
建 築 物 の 所 有 者	①本人 ②共有者（注）共有人数により次の行を増やしてください。 共有者氏名・住所 ③その他（ ）		
着工（予定）日	年 月 日	完成（予定）日	年 月 日
排 水 放 流 先	①側溝 占用許可番号（年 月 日付け 第 号） ②河川（川） 占用許可番号（年 月 日付け 第 号） ③その他（ ）		

様式第2号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

伊豆の国市税納付状況確認同意書

伊豆の国市長 宛

年 月 日

補助の条件確認のため、申請者である私の伊豆の国市税の納付状況を確認することに同意します。

区 分	氏 名	住 所
申請者		
共有者		
共有者		

※共有人数にあわせて行を追加してください。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画変更承認申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

氏 名

電話番号 ()

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた合併処理浄化槽の設置について、次のとおり計画を（変更・中止・廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 理由

2 内容

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実績報告書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

氏 名

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた合併処理
浄化槽の設置について、設置が完了しましたので関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 設置が完了した合併処理浄化槽等の概要

設 置 場 所			
種 類 及 び 構 造	メーカー・形式		
	容量及び人槽		
	処 理 方 法		
施 工 業 者	名 称		
	住 所		
	電 話 番 号	()	
着 工 日	年 月 日	完 成 日	年 月 日

様式第5号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の確定を受けた合併処理浄化槽の設置の費用の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

氏 名

印

電話番号

()

口座振込先金融機関名	金融機関名 本支店名
口座種別	
口座番号	
(ふりがな) 口座名義	